

## ○病気（結核性疾患）

### ・概要

- (1) 職員が結核性疾患により長期の療養を要する場合、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

### ・関係法令等

- (1) 地方公務員法第28条
- (2) 教育公務員特例法第14条
- (3) 国立及び公立の学校事務職員の休職の特例に関する法律
- (4) 職員の給与に関する条例第19条
- (5) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条
- (6) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条
- (7) 福島県教育庁等に勤務する職員の休暇に関する取扱要領 第3

### ・手続

事項	処理時期	手続先	手続内容
結核性疾患	ただちに	地教委	◇病気休暇（2年以内の必要と認められる期間） (1) 結核療養休暇についての意見書 4部作成 3部提出  添付書類 ＊ 本人の結核療養休暇承認願 3部 ＊ 結核教職員経歴表 3部 ＊ 主治医による結核性疾患精密検査証明書 原本1部、コピー1部 ＊ 医師の診断書 原本1部、コピー1部 ＊ X線直接写真 1部
	3か月毎	県教育庁	◇療養経過報告 (1) 療養経過報告書 4部作成 3部提出
	休暇期間終了1か月前まで	地教委	◇病気休暇期間を延長する場合 (1) 結核療養休暇期間延長についての意見書 4部作成 3部提出  添付書類 ＊ 本人の結核療養休暇期間延長願 3部 ＊ 結核教職員経歴表 3部 ＊ 療養経過報告書 ＊ 主治医による結核性疾患精密検査証明書 原本1部、コピー1部 ＊ X線直接写真 1部
	休職に入る1か月前まで		◇休職する場合 (1) 休職についての意見書 4部作成 3部提出  添付書類 ＊ 本人の休職願 3部 ＊ 結核教職員経歴表 3部 ＊ 主治医による結核性疾患精密検査証明書 原本1部、コピー1部 ＊ 医師の診断書 原本1部、コピー1部 ＊ X線直接写真 1部

事項	処理時期	手続先	手続内容
結核性疾患	3か月毎	県教育庁	<p>◇療養経過報告</p> <p>(1) 療養経過報告書 4部作成 3部提出</p>
	休職期間終了1か月前まで	地教委	<p>◇休職期間を延長する場合</p> <p>(1) 結核療養休暇期間延長についての意見書 4部作成 3部提出</p> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 本人の休職期間延長願 3部</li> <li>* 療養経過報告書 3部</li> <li>* 主治医による結核性疾患精密検査証明書 原本1部、コピー1部</li> <li>* X線直接写真 1部</li> </ul> <p>◇復職する場合</p> <p>(1) 復職についての意見書 4部作成 3部提出</p> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 本人の事故止届 3部</li> <li>* 療養経過報告書 3部</li> <li>* 医師の化学療法に関する証明書 (種類、使用量、期間を明示) 原本1部、コピー1部</li> <li>* X線直接写真 各1部 (発生当時のもの、以後3か月毎、最近のもの)</li> </ul>
	給与	教育事務所	<p>(1) 教育公務員及び公立学校事務職員の結核性疾患による休職の場合は、2年又は3年の間、給与の全額が支給される(教特法14条、休職特例法)</p> <p>(2) 通勤手当等実績を要する諸手当は支給されない</p>
昇給内申時		<p>(1) 昇給内申書</p> <p>※ 病気休暇及び休職の期間が30日を超える場合は、標準未満の号給数の昇給となるため次の添付書類を要する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 勤務日数等明細書 (復職時協議に該当(昇給発令通知書に表示)している場合は忘れず提出)</li> <li>* 週休日の振替・4時間の勤務時間の割振りの変更簿の写 (当該週休日の属する月を超えて振替を行った場合のみ)</li> <li>* 休職等期間の調整調書の写 (復職等の日に復職時調整が行われた者のみ)</li> </ul>	

以下余白